

○帯広市農村下水道施設管理条例施行規程（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、帯広市農村下水道施設管理条例（平成11年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（連帯保証人）

第30条 条例第28条第4号に規定する連帯保証人は1名（貸付けを受けることができる者の完済時の年齢が満70歳以上となる場合、申請人の前年の総所得が120万円以下の場合、又は改造若しくは設備に要する費用が100万円を超える場合にあっては2名）とし、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 十勝管内に居住していること。
- (2) 未成年者又は破産者でないこと。
- (3) 独立して生計を営んでいること。
- (4) 当該年度の初日の属する年の前年の総所得が120万円を超えること。
- (5) 市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (6) 完済時、満70歳未満であること。

2 前項に規定するほか、貸付けを行う金融機関が認める保証を業務とした機関による保証をもって、連帯保証人に代えることができるものとする。

（申請の手続）

第31条 条例第31条の規定により資金（条例第27条の資金をいう。以下同じ。）の貸付けを受けようとする者（以下「申請人」という。）は、排水設備改造資金貸付申請書（様式第29号。以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請人及び連帯保証人の市町村民税及び固定資産税に係る納税証明書並びに所得を証明する書類を添付しなければならない。

（貸付けの決定）

第32条 管理者は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請の内容その他必要な事項を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により資金を貸し付けることに決定した者（以下「貸付決定者」という。）には排水設備改造資金貸付決定通知書（様式第30号）により、資金の貸付けを不相当と認めた者には排水設備改造資金貸付審査結果通知書（様式第31号）により、それぞれ通知するものとする。

3 資金は改造又は設備に要する費用の額が3万円以下のときは、貸付けしない。

4 条例第29条の規定により貸付けすることができる資金は、条例第28条の2第1号に係るものについては総額80万円以内、同条第2号に係るものについては総額30万円以内で決定する。

（工事の施行）

第33条 貸付決定者は、前条の規定による貸付けの決定通知書を受けた日から1月以内に工事を完了し、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。ただし、管理者がやむをえない事情があると認めるときは、この限りではない。

2 管理者は、前項の届出を受けたときは、速やかに完了検査を行うものとする。

(貸付決定の取消し等)

第34条 管理者は、貸付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの決定を取消し、又は貸付金額を減額することができる。

- (1) 貸付けの決定を受けてから1月以内に工事が完了しないとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付けの決定を受けたとき。
- (3) 前条第2項の規定による完了検査の結果、工事の内容が申請書の内容と著しく相違するとき。
- (4) その他管理者が特に必要があると認めたとき。

(貸付金の交付等)

第35条 管理者は、第33条第2項の規定による完了検査終了後、排水設備改造資金交付通知書(様式第32号)により貸付決定者に貸付金の交付等を通知し、貸付金の交付を行うものとする。

(貸付金の償還回数)

第36条 貸付金の償還回数は、1回の償還金3,000円を最低基準として管理者が定める。ただし、管理者が特に認めたときは、1回の償還金の最低基準を2,000円にすることができる。

(一時償還)

第37条 管理者は、貸付金の交付を受けた者(以下「借受人」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、償還期日前であっても貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付けを受けたとき。
- (2) 借受人が市外に転出したとき。
- (3) その他管理者が特に必要と認めたとき。

(届出等)

第38条 借受人又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することになった場合は、借受人(借受人が死亡した場合は、連帯保証人)は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 住所、氏名、職業又は勤務先を変更したとき。

2 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、又は第30条に規定する要件を具備しなくなったときは、速やかに連帯保証人を定め、又は変更しなければならない。

(賠償の責任)

第39条 第34条の規定により貸付決定の取消等を行った場合、又は第37条の規定により一時に償還させた場合において、貸付決定者又は借受人に損害を及ぼすことがあっても、管理者は、賠償の責を負わない。

(事務の一部委託)

第40条 貸付金の交付及び償還金の収納事務については、管理者の定める金融機関に委託し、その事務取扱方法等については、別に締結する委託契約の定めるところによる。